

知財業界における生成 AI 活用の今後のトレンドと 2027 年 予測

— 2026 年秋の現在地から読む「エージェント化」と「制度化」の交差点 —

Claude Fable 5.1

2026 年 9 月 22 日

要旨

本稿は、2026 年 9 月 22 日時点で一次資料により確認できる事実を基に、知財業界における生成 AI 活用の現在地を五つの潮流に整理し、2027 年に向けた予測を確度付きで示す論考である。結論は次の五点に集約される。第一に、フロンティアモデルのエージェント化・長文脈化と、MCP (Model Context Protocol) による知財データベースの汎用 AI への直結が同時進行し、知財 AI は「単体ツール」から「プラットフォーム上の機能」へ移行しつつある。第二に、特許庁側も「検索支援」から「通知書起案・分析支援」へ重心を移しており、JPO AI ビジョン、EPO のエージェント構想、USPTO の審査官向け生成 AI パイロット、韓国 MOIP の 2027 年予算がそれを裏付ける。第三に、AI 起草による出願の大量化（日本の本人出願率 24.5%、生成 AI 特許ファミリーの倍増）と、検証責任の明文化（EPO ガイドライン、USPTO 初の AI 起因懲戒）が「量と質」の緊張を生んでいる。第四に、発明者要件は立法ではなく運用（AI=ツール、着想基準）で収斂し、実務の焦点は「創作的関与の記録」へ移る。第五に、2027 年はプリンシプル・コードの届出開始、EU AI Act の執行、米欧の主要判決、JIPA ハンドブックの浸透により、「制度化」が「エージェント化」に追いつく年になる。

1. はじめに：問いの立て方

生成 AI と知財の関係は、もはや「使えるか」を問う段階にない。2026 年に入り、企業知財部門では AI エージェントが業務フローに常駐し始め、特許庁は自らの AI 方針を文書化し、裁判所と立法府は発明者・著作権・透明性の各論点に相次いで判断を示した。本稿では、2025 年を「試行と検証の年」、2026 年を「エージェント化と制度化の年」、2027 年を「実装の分岐点」と仮置きし、この仮説を検証する形で論を進める。

記述にあたっては、①一次資料（各庁・政府・企業の公式文書）で URL まで確認した事実、

②報道・法律事務所解説等の二次資料で確認した事実、③筆者の分析・推測、の三つを明確に区別する。第2章は①②のみで構成し、第3章以降に③を置く。文献リストには一次・二次の別を付し、本文の裏付けが取れなかった URL は「URL 未検証」と明記した。なお、本稿は 2026 年 9 月 22 日時点の公開情報に基づくものであり、以後の動きは反映していない。

2. 2026 年の現在地：五つの潮流（確認事実）

2.1 技術：モデルのエージェント化・長文脈化と「MCP 接続」

2026 年 9 月初旬、主要 3 社が相次いで新モデルを公開した。Anthropic は 9 月 1 日に Claude Fable 5.1 および Mythos 5.1 を発表し、長時間の自律タスクにおける一貫性の向上、契約レッドライン評価（RedlineBench）の改善、分子設計等の科学研究能力、Fable 5 比でのコスト低減を強調した¹。OpenAI は 9 月 3 日に GPT-6 Astra を公開し、256K～512K トークン規模での多針検索、コンピュータ操作、数理・生命科学ベンチマークでの向上を示した²。Google の Gemini 3.8 Flash（9 月 2 日）は入力 100 万トークンとエージェント型ワークフローを前面に出し、モデルカードに法務ワークフロー自動化の指標を掲げる³。知財実務への含意は、「長い明細書・審査経過・引例群を一度に読み、複数工程を自律的に進める」ことが特定ベンダーの専用機能ではなく、汎用モデルの標準能力になりつつある点にある。

これと並行して、知財データベースを汎用 AI に直結する MCP 対応が 2026 年に一気に広がった。Patlytics は 8 月 28 日、Claude および ChatGPT から 1.3 億件超の特許・クレームを意味検索できる「Patlytics MCP」を既存顧客向けに公開した⁴。Solve Intelligence は 8 月 25 日、Google Cloud「Gemini Enterprise for Legal」のローンチパートナーとして、MCP コネクタ経由で無効化調査・FTO・侵害検出・SEP マッピングを提供すると発表した^{5,6}。Anaqua は 9 月 1 日公表の半導体特許レポートで、分析に「AcclaimIP MCP コネクタ」を用いたことを明記している⁷。日本でも AI Samurai が日米中の特許データベースを生成 AI に直結する「IP Samurai MCP サーバー」を提供し、ChatGPT・Claude・Copilot Studio 対応の無料トライアルを募集している⁸。汎用リーガル AI の側では、Thomson Reuters が 5 月に CoCounsel と Claude の MCP 接続を開始し⁹、8 月 20 日には Anthropic の Claude Agent SDK 上で再構築した次世代 CoCounsel Legal（起案エージェント、1 万文書×100 問の表形式分析等）を米国で一般提供した¹⁰。

2.2 ツール市場：資金流入・統合・「エージェント」製品

Law360 の集計によれば、2026 年上半期に知財・特許系スタートアップは 6 億ドル超を調達し、

リーガルテック内で 2 番目の規模となった¹¹。個別には、Patlytics が 4 月に 4,000 万ドルのシリーズ B（累計約 6,500 万ドル）を調達し「自律的にタスクを完了するドメイン特化エージェント」をロードマップの最優先に置いた¹²。DeepIP は 3 月に 2,500 万ドルのシリーズ B を調達した後、6 月に独 PatentMaker を買収した¹³。Solve Intelligence は 3 月に特許訴訟 AI の Palito.ai（独）を買収し¹⁴、8 月 24 日には Thomson Reuters と提携した¹⁵。Anaqua は 4 月にスウェーデンの Patrix を買収した¹⁶。汎用リーガル AI では Harvey が 3 月に評価額 110 億ドルで 2 億ドルを調達し¹⁷、Legora は 5 月に評価額 56 億ドルに達した¹⁸。

製品面では「エージェント」を冠する機能が相次いだ。IPRally は 3 月 31 日、発明の把握・特徴抽出・1.2 億件超の検索・レビュー・関連性評価・報告書作成の 6 工程を自動化する新規性調査「Agent」を発表し、各工程を可視化・修正可能にした点を差別化要素とする¹⁹。LexisNexis は 5 月 13 日、PatentSight+ に自然文からランドスケープ分析と経営向け可視化を生成し、推論過程を表示する「Protégé」を追加した²⁰。

日本では、NTT データが 8 月 19 日に「AI を活用した発明発掘支援サービス」の先行提供を開始し（本格提供は 10 月以降）、AI が発明を自動生成するのではなく発明相談から提案書作成までを支援する設計とした²¹。NEC は 1 月に知財 DX 事業の開始を発表し、先行技術調査・特許性判定・発明提案書・明細書の自動作成で最大約 94% の時間短縮、2030 年度売上 30 億円を目標に掲げた²²。日立製作所は 9 月 15 日、特許情報サービス「Shareresearch」に「AI 要約」「AI 検索」を追加すると発表し（10 月 5 日提供）、社内検証で内容確認時間を最大 90%、精読対象を最大 80% 削減したとする²³。NTT ドコモビジネスは 7 月 30 日に「アイデアシート作成支援 AI エージェント」の提供を開始し、キヤノンが一部開発部門で導入した²⁴。

他方で、市場の急拡大に伴う摩擦も表面化した。パテント・インテグレーションは 9 月 15 日、株式会社エムニの「AI 特許ロケット」の広告表示（「外注時と比較して 99.9% のコスト削減」等）について、対象業務や算定根拠が需要者に不明であるとして、不正競争防止法に基づく差止・損害賠償請求訴訟を東京地裁に提起したと公表した²⁵。AI 特許サービスの広告適正性が日本で訴訟化した最初の事例であり、エムニ側の公式反論は本稿執筆時点で確認できていない。

導入実態のデータも出揃ってきた。Questel の「2026 IP Outlook」（回答 500 名超）では、「AI が知財職務を恒久的に変える」73%、「2026 年に AI 利用を拡大」82% の一方、「AI ツールを完全導入済み」は 26% にとどまり、88% が業務時間の最大半分を AI 生成物のレビューに充てると回答した²⁶。Thomson Reuters の「Future of Professionals 2026」（1,816 名）では、週複

数回の利用が 74%に達する一方、91%が「期待未満」の経験を持ち、AI 戦略が明文化された組織では 66%が期待以上（未整備の組織では 22%）と、戦略の有無が成果を分けている。また 3分の 1 超が組織非公認の AI ツールを利用していると回答した²⁷。JETRO ニューヨーク事務所による米国知財実務者調査（84 名）では、AI 利用可能が 87%、用途は調査 70%・要約 68%・翻訳 59%で、書類作成は 49%、最大の課題はハルシネーションであった²⁸。

2.3 特許庁・国際機関：「人間中心」を掲げつつ起案・分析へ

日本特許庁は 7 月 27 日、初の AI 活用基本方針「JPO AI ビジョン」を公表した。「AI 活用推進」「人間中心」「リスク対応」「ステークホルダー・海外庁連携」「ガバナンス構築と AI リテラシー向上」の五つのキーコンセプトを掲げ、生成 AI の発展を踏まえてアジャイルに計画を見直すとするが、業務別の工程表や年度スケジュールを含まない理念文書である^{29,30}。実務の工程表に当たる「AI 技術活用アクション・プラン」の令和 7 年度改定版は、先行技術調査の高度化を「導入フェーズ」とし、「生成 AI の特許審査業務への適用」「生成 AI の特許行政事務への適用」を新たな実証項目に加えた³¹。令和 8 年度改定版は本稿執筆時点で未公表である。制度面では、6 月 16 日の産業構造審議会特許制度小委員会（第 56 回）が、AI 自律発明の保護要否、AI 利用発明の発明者認定、AI 生成情報の引用発明適格性を論点化した。企業ヒアリングでは製薬が保護に前向き、電機・自動車は国際調和を優先するという温度差が示され、発明者認定は「他のツールと同じ判断」、引用発明適格性は「現行審査基準で運用」が多数意見であった。結論は継続検討で、今回は「令和 8 年秋頃」とされた^{32,33}。なお、特許庁の調査によれば 2023 年の AI 関連発明の出願は約 11,400 件で、生成 AI に起因するとみられる G06Q 分野の増加が顕著である³⁴。

USPTO は 2025 年 11 月 28 日、AI 支援発明の発明者ガイダンスを全面改訂し、2024 年 2 月ガイダンスを撤回した。AI を実験機器と同様の「ツール」と位置づけ、Pannu 要素は複数の自然人間の共同発明判断にのみ適用し、従来の「着想（conception）」基準で判断する³⁵。運用面では、AI が審査前に最大 10 件の先行技術を通知する「ASAP!」パイロットを 2026 年 6 月 1 日で終了し（後継は未発表）³⁶、Squires 長官は 3 月 25 日の下院証言で「1 年弱で AI 不正検知により 7 万件超の不当出願を排除」「2026 年中に追加 10 万件のバックログ削減」を示した³⁷。4 月 10 日には未審査件数が約 77.7 万件（2025 年 1 月ピーク約 83.8 万件）へ減少し、約 10 年ぶりに年度内の一次審査件数が新規出願を上回る「転換点」に達したと発表した³⁸。庁内生成 AI 基盤「Scout」は 7 月 1 日に商標部門全体へ展開され³⁹、特許審査官向けには監督審査官への先行配

布に続き、クレーム解釈・発明要約・引用マッピング・§ 101 分析の限定パイロットが今後 12 か月で予定されていると報じられている⁴⁰。出願人側への警鐘としては、AI 検索が「よりの確な先行技術を発見する」ことを踏まえた出願戦略の見直しを促す論考も出ている⁴¹。

とりわけ注目すべきは、7 月 21 日付の懲戒命令 (In re Mitchell, Proceeding No. D2026-16) である。生成 AI で作成したクレーム解釈チャートに、明細書・図面・審査経過という「内的証拠」への架空引用・誤引用が含まれた事案につき、USPTO は初めて AI 起因の公開戒告を行い、実務家が第 2 の AI モデルで出力を検証していたことは注意義務を果たしたことになることを明示した⁴²。ハルシネーションの危険が判例等の外部資料にとどまらず、出願書類そのものへの引用にも及ぶことを庁が公式に警告した点で、実務上の意味は大きい。

EPO は 2026 年版審査ガイドライン (4 月施行) の総論部に「AI の利用」の節を新設し、AI で作成した書類についても当事者が EPC 遵守の責任を負うことを明記した。あわせて AI/機械学習発明の開示要件 (訓練データ、再現性、技術的効果の信憑性) を整理している^{43,44}。8 月 14 日更新の「AI use at the EPO」では、プレサーチ・分類・案件配分・AI 議事録が稼働中であり、審査段階の情報分析と通知書草案作成を支援するツールを開発中、次世代として手続段階ごとの「専門 AI アシスタント/エージェント」を計画すると述べている⁴⁵。Strategic Plan 2028 は、AI 分類品質 90%、特許付与プロセスの 99.5% デジタル化を掲げる⁴⁶。

韓国では 2025 年 10 月に KIPO が知的財産部 (MOIP) へ昇格し、8~9 月の発表で「知財の AI 変革 (AX)」を掲げて AI 審査統合と増員により年内に特許審査期間 14 か月を目指すとした⁴⁷。2027 年予算案 (7,106 億ウォン、前年比 12.7% 増) には次世代 AI 特許検索システム、KIPRIS AI エージェント、知財紛争 AI エージェントが計上されている⁴⁸。WIPO は 7 月 2 日に PATENTSCOPE の AI 支援検索 (自然文を検索式に変換、LLM は WIPO 構内でホスト) を公開し⁴⁹、7 月 14 日には生成 AI 特許ファミリーが 2024 年の 18,862 件から 2025 年に 37,808 件へ倍増し、日本は年率 210% 増 (ソフトバンクの約 3,000 件が牽引) と報告した^{50,51}。11 月 9~10 日にはジュネーブで、従来の「WIPO Conversation」の AI 分野を専門年次会合へ発展させた初の「Global Forum on IP and AI」が開催される⁵²。6 月の第 19 回五大特許庁長官会合 (東京) は、AI 活用を主題として実務的議論のための専用ワーキンググループの設置に合意した⁵³。

2.4 制度・司法：発明者は「決着」、著作権は「係争中」

発明者・著作者要件は主要国で司法的に決着した。日本では最高裁第二小法廷が 2026 年 3 月

4 日、DABUS 事件の上告を棄却し、「発明者は自然人に限られる」とした知財高裁判決（2025 年 1 月 30 日）が確定した。知財高裁は制度設計は立法府が検討すべきと付言している⁵⁴。米国では連邦最高裁が 3 月 2 日、AI 著作者性を否定した *Thaler v. Perlmutter* の上告を不受理とし、発明者性（*Thaler v. Vidal*）と併せて決着した⁵⁵。英国最高裁は 2 月 11 日の *Emotional Perception* 判決で、人工ニューラルネットワークを「コンピュータ・プログラム」に当たるとしつつ、長年の *Aerotel* テストを廃棄して EPO 流の「any hardware」アプローチを採用し⁵⁶、UKIPO は 7 月 14 日に審査実務を 3 段階に改めた⁵⁷。中国は 2026 年 1 月 1 日施行の專利審査指南改正で AI 関連発明の開示要件と創造性評価を明確化し、発明者は自然人のままとした⁵⁸。

著作権は対照的に係争の最中にある。米国では *Bartz v. Anthropic* の 15 億ドル和解が 7 月 20 日に最終承認され⁵⁹、初回配分は 11 月 15 日まで、第 2 回（4.5 億ドル）は 2027 年 9 月 25 日までとされる⁶⁰。*NYT v. OpenAI/Microsoft* では略式判決の審理が進み、9 月初旬に米司法省が OpenAI 側を支持する意見書を提出した。Stein 判事は「今後数か月内」に、2027 年の公判へ進むかを判断する見込みである⁶¹。*Thomson Reuters v. Ross* は第 3 巡回区で 6 月 11 日に口頭弁論が行われ、ヘッドノートの創作性と学習データ市場の画定が争点となった⁶²。*Disney/Universal v. Midjourney* は 11 月 23 日が略式判決申立期限で、争点が残れば 2027 年に陪審審理の可能性がある⁶³。英国 *Getty v. Stability AI* は控訴が許可され⁶⁴、ドイツではミュンヘン地裁が 7 月 31 日、*GEMA v. Suno* で無許諾学習と出力の双方を侵害と認定した⁶⁵。EU では CJEU 大法廷が C-250/25（*Like Company v Google*）で生成 AI と著作権を初めて審理し（3 月 10 日弁論、法務官意見は 9 月 3 日予定。その内容は本稿執筆時点で確認できていない）⁶⁶、欧州議会は 3 月 10 日、EUIPO が管理する機械可読オプアウトや学習素材の開示を求める決議を採択した⁶⁷。GPAI 行動規範に基づく義務の執行は 2026 年 8 月 2 日に始まり⁶⁸、*Digital Omnibus on AI*（規則（EU）2026/1744）は 7 月 27 日に発効して高リスク AI 義務の適用を 2027 年 12 月 2 日（Annex III）へ延期した⁶⁹。2025 年 8 月 2 日以前に上市された GPAI モデルの遵守期限は 2027 年 8 月 2 日である⁷⁰。

日本では 8 月 25 日、知的財産戦略本部が「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」を公表した。①モデル・学習データ・知財保護措置の概要公表（robots.txt 遵守、電子透かし、窓口設置を含む）、②訴訟等を準備する権利者からの照会対応、③生成物利用者からの照会対応、の三原則から成り、法的拘束力はなく、コンプライ・オア・エクスプレイン方式で、届出事業者を内閣府が審査なしに一覧公表する。域外事業者

も対象である⁷¹。届出受付は10月26日に開始される⁷²。省庁横断でのルール策定を報じた日経記事は本文を確認できていないが、時期と内容から同コードを指すものと推測される⁷³。知的財産推進計画2026（6月12日）はAI利用発明・意匠の検討を特許庁の短期・中期課題とし、中堅企業向けの「生成AIを活用したIPインテリジェンス」施策の検討を掲げた⁷⁴。AI基本計画（7月14日閣議決定）は知財保護と透明性、対価還元、不正競争防止法改正を含む法整備の検討を盛り込み、「当面は毎年変更」と明記して2027年の年次改定を予定する⁷⁵。声・肖像については法務省の検討会が「生成AIとパブリシティ権侵害に関する解釈指針」を取りまとめ⁷⁶、9月11日の産業構造審議会不正競争防止小委員会が俳優・声優・音楽事業者団体からヒアリングを行った⁷⁷。中国は7月31日印発の「十五五」知財規画で、アルゴリズム・AI生成物の保護規則整備とデータ知財保護規則の探索を掲げる⁷⁸。

2.5 企業・団体・出願構造：エージェント常駐と「本人出願率 24.5%」

企業側では、オムロンが研究開発向け生成AI基盤「RDinX」上で知財AIエージェント（発明ポイントの要約、類似特許の抽出、特許性の評価、発明説明書の生成）を内製し、特許調査・発明説明書作成の工数を平均約65～70%（少なく見積もっても約50%）削減したと公表した⁷⁹。MIXI知財室は、現場の言葉を特許ロジックに変換するAI事前インタビューを出願・著作権相談に組み込み⁸⁰、Claude Codeで拒絶対応案・査定案件評価・分割方針を一括処理し、約1.8万行のプロンプト資産を蓄積して「5人で30人分のアウトプット」を目標に掲げる⁸¹。荏原製作所は知財活動をROICの言語で経営層と対話する「知財ROIC」を展開し⁸²、キリンホールディングスは研究フローに常駐するAIエージェントの運用を一部研究部門で開始した⁸³。

団体では、日本知的財産協会（JIPA）のAI活用委員会が9月1日に「生成AI活用ハンドブック第1.0版」を発行し⁸⁴、10月30日に「AIと共創する知財部門のあり方を考える」と題するAIシンポジウムを予定する⁸⁵。機関誌『知財管理』6月号は、マネジメント第2委員会第4小委員会による「202X年知財部がない世界を考える—知財部が不要になるのか 変化の波が問い直す、知財部の本質的価値—」を掲載した⁸⁶。日本弁理士会は2026年の会長挨拶で、AIPPI横浜大会において各国弁理士会と「生成AIを許容できる業務／すべきでない業務」を情報交換し、生成AI依存による新人育成の困難を共通課題と位置づけたと述べる⁸⁷。2025年4月の「弁理士業務におけるAIサービス利活用ガイドライン」（秘密情報の入力制限、成果物の検証責任、依頼者合意）が現行である⁸⁸。事務所側では、IPTech弁理士法人が調査・明細書・審査対応に生成AIを導入して熟練者で効率約2倍を実現し、余剰時間をIPO・M&A・知財コンサルティングへ転

換すると報じられ⁸⁹、近畿経済産業局は9月14日に「出願代理から知財コンサルへー生成 AI 時代の弁理士の生存戦略」を掲げるワークショップを開催した⁹⁰。INPIT も9月14日に「AI 時代に IP ランドスケープはどう変わるのか」をテーマとするセミナーを開いた⁹¹。

出願構造の変化は数字に表れている。特許行政年次報告書 2026 年版のデータに基づく集計では、2025 年の特許出願 358,317 件のうち弁理士代理は 269,231 件、本人出願は 87,935 件で、本人出願率は 24.5%と前年の 5.3%から急上昇した^{92,93}。WIPO の生成 AI 特許ファミリー倍増（日本は年率 210%増）⁵¹と併せ、AI 起草・AI 関連出願の増加が出願統計の形を変え始めている。発明創出の上流でも、AI co-scientist が生成した仮説がオルガノイド・動物・初期臨床での検証段階に入り⁹⁴、自律材料ラボのマルチエージェント管理が提案されるなど⁹⁵、AI 主導の発見が現実化しつつある。日本政府も AI 駆動研究への大型投資（SPReAD 1000、ARiSE 等）を進めるが、これらの資料に知財・発明帰属の記述はない⁹⁶。

3. 潮流の読み解き（筆者の見立て）

以下は第2章の確認事実に基づく筆者の分析であり、推測を含む。

（1）「検索支援」から「判断・起案支援」へ。特許調査は「人手→AI 支援→エージェント」の三段階で進化してきたが、2026 年は特許庁と企業の双方で第三段階への移行が可視化された年である。EPO の通知書草案支援ツール、USPTO のクレーム解釈・§ 101 分析パイロット、JPO の「生成 AI の特許審査業務への適用」実証と、MIXI の拒絶対応案の一括生成やオムロンの発明説明書作成支援は、同じベクトル上にある。庁と出願人が同種の AI で「読み・書き」を行う以上、審査のボトルネックは検索の網羅性から判断の質へ移り、審査官と代理人の双方に「AI の出力を疑う能力」が求められる。USPTO の初の懲戒命令が「第2の AI による検証では足りない」と述べた意味は、まさにここにある。

（2）「単体ツール」から「プラットフォーム+MCP」へ。2026 年の MCP 対応ラッシュと、Thomson Reuters・Google・Harvey への知財機能の接続・統合は、知財 AI が独立した製品カテゴリーであり続けるかを問うている。フロンティアモデルが長文脈・エージェント実行を標準装備した結果、知財ベンダーの差別化の源泉は「モデル」ではなく「データ（特許全文・審査経過・非特許文献）と業務知識（クレーム解釈、無効論、管轄別実務）」に移った。独立系は「接続（MCP）」か「統合（買収・提携）」の二択に向かい、ユーザー企業にとっては「どのプラットフォームに自社の発明提案書・出願・審査経過を載せるか」が選定の主軸になる。同時に、

社内の非公認ツール利用（Thomson Reuters 調査で 3 分の 1 超）は、いわば「野良 AI エージェント」の統制問題として顕在化する。

（3）供給側の「知財インフレ」。本人出願率の 5.3%から 24.5%への急上昇、生成 AI 特許ファミリーの倍増、USPTO の AI 不正検知による 7 万件超の排除は、AI が出願の「量」を押し上げている証左である。他方、EPO ガイドラインの当事者責任の明記、USPTO の初の AI 起因懲戒、日本弁理士会ガイドラインの検証責任は、「質」の担保を出願人・代理人に帰属させる方向を示す。量と質の緊張は、2027 年の審査運用（AI 生成情報の引用発明適格性、記載要件の運用）、手数料体系、代理人責任の議論を規定する。2025 年 12 月の大量出願は 2027 年半ばに公開され、出願人と内容が可視化されるため、この時点で議論が一段と具体化するだろう。

（4）上流の変化：AI for Science と発明者要件。AI 研究員の常駐（キリン）、自律材料ラボ、AI co-scientist の臨床検証段階入りは、発明創出の上流が AI 主導に移りつつあることを示す。発明者要件は「AI はツール、着想基準で判断」という運用で日米欧中が事実上収斂したが、AI の寄与が大きくなるほど「誰がいつ着想したか」の証跡が問われる。これは制度論ではなく実務論であり、発明記録（ラボノート、AI との対話ログ、プロンプト履歴）の再設計が 2027 年の実務課題となる。産構審が「令和 8 年秋頃」に再開する検討も、保護の要否より記録・立証の在り方に議論が向かうと筆者は見る。

（5）ガバナンスの制度化：「使えるか」から「信頼できるか・誰が責任を負うか」へ。プリンシプル・コードの届出制、EU GPAI 義務の執行開始、JIPA ハンドブック、弁理士会ガイドラインは、AI 活用の可否（Can）ではなく、信頼（Trust）と責任（Own）の枠組みを整備する動きである。筆者の整理では、知財業務は「業務層は AI エージェント、戦略層は人間」という二層構造に向かうが、その境界を決めるのはガバナンスである。各業務を HITL（人が介在）・HOTL（人が監督）・HOOTL（人が関与しない）のどこに置くかを文書化し、監査可能にすることが、2027 年の実務標準になると考える。Thomson Reuters の調査が示した「AI 戦略の明文化の有無で成果が 3 倍違う」という結果は、この見立てを裏付ける。

4. 2027 年に向けた予測

4.1 予定されている出来事（確認済み）

2027 年の予測に先立ち、既に日程が確定または公表されている事項を整理する。確度の高い予測はこれらのカレンダーの上に置かれる。

時期	事項	根拠
2026 年 10 月 26 日	プリンシプル・コードの届出受付開始（内閣府が届出事業者を一覧公表）	72
2026 年 10 月 30 日	JIPA AI シンポジウム「AI と共創する知財部門のあり方を考える」	85
2026 年 11 月 9～10 日	WIPO「Global Forum on IP and AI」第 1 回	52
2026 年 11 月 23 日	Disney／Universal v. Midjourney 略式判決申立期限（残れば 2027 年陪審）	63
2026 年秋（予定）	産業構造審議会特許制度小委員会で AI 発明論点の継続検討	32
2026 年後半～2027 年	Thomson Reuters v. Ross 第 3 巡回区判決／NYT v. OpenAI 略式判決と公判可否判断／CJEU C-250/25 判決	62,61,66
2027 年前半（推測）	特許庁「AI 技術活用アクション・プラン」令和 8 年度改定版と生成 AI 審査適用の実証結果公表	31
2027 年 6 月頃（慣例）	知的財産推進計画 2027 の決定、AI 基本計画の年次改定	74,75
2027 年半ば	2025 年 12 月の大量出願（本人出願を含む）の出願公開	92
2027 年 8 月 2 日	EU：2025 年 8 月 2 日以前に上市された GPAI モデルの遵守期限	70
2027 年 9 月 25 日	Bartz v. Anthropic 第 2 回和解金支払（4.5 億ドル）期限	60
2027 年 12 月 2 日	EU AI Act 高リスク AI（Annex III）義務の適用開始	69
2027 年（年間）	韓国 MOIP 2027 年予算による AI 特許検索・AI エージェント整備	48

4.2 十の予測（確度付き）

以下、確度を「高」（複数の一次資料が同方向を示す）、「中」（方向は示されているが時期・内容に不確実性）、「低」（筆者の推測が主）の三段階で示す。

#	予測	確度	主な根拠
1	知財部門の「AI エージェント常駐」が先進企業から中堅企業へ広がり、拒絶対応案・調査報告・発明提案書の一次ドラフトはエージェントが担う体制が標準になる。	高	オムロン、MIXI、キリン、NTT データ・NEC・日立の製品化、推進計画 2026 の中堅企業向け IP インテリジェンス施策 ^{79,81,21,74}
2	知財 AI は汎用リーガル AI／フロンティアモデルのプラットフォームに吸収され、独立系ベンダーは「MCP で接続」か「統合される」かに二分される。	高	MCP 対応ラッシュ、Solve-TR／Google、DeepIP・Anaqua・Solve の買収、Law360 の統合観測 ^{4,15,11}

#	予測	確度	主な根拠
3	特許庁の生成 AI 活用は「検索」から「通知書起案・分析」へ進み、JPO は令和 8 年度アクション・プランで生成 AI 審査適用の実証結果を示し、USPTO は審査官向け生成 AI パイロットを拡大、EPO は通知書草案支援を試行する。	高（実施）／中（公表の具体性）	JPO AI ビジョン・アクション・プラン、EPO 「AI use」、Snell & Wilmer 報告、MOIP 予算 31,45,40,48
4	AI 起草・本人出願の急増（「知財インフレ」）を受け、審査運用（AI 生成情報の引用適格性、記載要件）や手数料・本人出願支援の在り方が政策議論に上る。2025 年 12 月分の公開（2027 年半ば）が転機となる。	中	本人出願率 24.5%、WIPO 統計、産構審論点、USPTO 7 万件排除 92,51,32,37
5	AI 起草物の検証責任が明文化される。日本弁理士会ガイドラインの改訂、USPTO・EPO での懲戒・拒絶事例の蓄積、依頼者との「AI 利用合意」条項が標準化する。	中～高	USPTO 初の AI 起因懲戒、EPO ガイドライン 2026、弁理士会ガイドライン 42,44,88
6	発明者要件は各国とも立法に至らず「AI＝ツール、着想基準」の運用で収斂し、実務の焦点は発明記録（AI 対話ログ・プロンプト履歴）の証跡管理に移る。日本の産構審も保護要否の結論を出さず、記録・立証論へ向かう。	高	日米英の最高裁判断、USPTO ガイダンス、産構審の継続検討 54,55,35,32
7	著作権では米控訴審（Ross）と NYT 事件の判断が示され、EU では C-250/25 判決と CDSM 指令見直しの立法提案が動く。日本ではコードの届出一覧が「事実上の遵守基準」として機能し、学習データのライセンス市場が拡大する。	中（方向）／低（個別判決の内容）	Ross 口頭弁論、NYT 略式判決審理、CJEU 審理、EP 決議、コード届出制 62,61,66,67,72
8	「知財 ROIC」「知財・無形資産ガバナンス」と AI ガバナンスが統合され、知財部門の役割が「出願管理」から「AI 時代の無形資産の統制と価値翻訳」へ再定義される。「知財部がない世界」論が本格化する。	中	荏原の知財 ROIC、知財管理 6 月号特集、JIPA シンポジウム、推進計画 2026 82,86,85,74
9	人材面では新人育成の空洞化が共通課題となり、求められる能力が「AI リテラシー」から「AI 監督能力（検証・境界設定・説明責任）」へ移る。事務所は出願代理から知財コンサルティングへ収益源を移す。	中～高	弁理士会会長挨拶、IPTech 事例、近畿経産局 WS、TR 調査 87,89,90,27
10	日本では業界団体・協会による実務標準化（JIPA ハンドブックの改訂、業務別の HITL/HOTL 区分、機密情報の入力基準、ベンチマーク）が進み、個社の試行から業界共通の型へ移行する。	中	JIPA ハンドブック 1.0、弁理士会ガイドライン、AI 基本計画の人材 5 類型 84,88,75

4.3 予測が外れる条件

上記の予測は、①フロンティアモデルの進化が 2026 年秋のペースで続くこと、②主要国の規制が現行の「透明性・自主規制」路線を維持すること、③重大なセキュリティ事故（出願前情報

の漏えい等) が起きないこと、を前提とする。逆に、EU の著作権指令見直しが学習データの利用推定や報酬義務を伴う立法提案に進んだ場合、米国の控訴審が学習をフェアユースでないと判断した場合、あるいは主要ベンダーの価格改定によりエージェント運用コストが跳ね上がった場合には、予測 1・2・7 の時期は後ろ倒しになる。また、日本固有の要因として、産構審が AI 自律発明の保護に向けた法改正の方向を打ち出せば予測 6 は修正を要するが、6 月の企業ヒアリングの温度差からみて、その可能性は低いと筆者は判断している。

5. 実務家への示唆

第一に、業務ごとの「人の関与の度合い」を文書化することである。どの業務を HITL・HOTL・HOOTL のいずれに置くかを決め、責任者と検証手順を明示する。Thomson Reuters の調査が示すとおり、AI 戦略の明文化の有無が成果を分ける²⁷。

第二に、MCP 時代を前提としたデータ整備である。自社の発明提案書・出願書類・審査経過・先行技術調査結果を構造化し、どのプラットフォームに接続するかを情報システム部門と合意しておく。プラットフォーム選定は「モデルの賢さ」ではなく「データの扱い（学習不使用、保存場所、アクセス制御）」で決めるべきである。

第三に、検証プロセスの制度化である。USPTO の懲戒命令が示すように、AI 生成物の引用は内的証拠（自社明細書・審査経過）に対しても誤り得る⁴²。レビュー記録を残し、重要書面では引用箇所の原典突合を必須工程とする。

第四に、発明記録の再設計である。AI との対話ログやプロンプト履歴を発明ノートと同等の証跡として保存し、「誰が着想したか」を後から説明できるようにする。AI 研究員・AI エージェントが常駐する研究環境では、この整備を怠ると発明者認定が争点化しやすい。

第五に、経営言語への翻訳である。AI 投資の効果を「工数削減率」だけでなく、知財 ROIC のような経営指標に接続して説明する⁸²。知財部門の存在意義が問われる局面では、AI が代替する業務ではなく、AI では代替できない「戦略層」の価値を数字で示すことが防衛線になる。

6. おわりに：留保事項

本稿の事実関係は 2026 年 9 月 22 日時点の公開情報に基づき、URL を一次資料まで遡って確認したものを中心に構成した。ただし、次の事項は本文または一次資料を確認できておらず、二次資料や推測に依拠している。①日本経済新聞の 2026 年 8 月 10 日記事（アクセス制限のため本

文未確認)。②CJEU C-250/25 の法務官意見 (9 月 3 日予定とされるが内容未確認)。③特許庁「AI 技術活用アクション・プラン」令和 8 年度改定版 (未公表)。④JIPA「生成 AI 活用ハンドブック第 1.0 版」の本文 (発行の事実のみ確認)。⑤法務省「生成 AI とパブリシティ権侵害に関する解釈指針」の公表日 (二次報道による)。⑥日本の最高裁 DABUS 決定および米国・英国の判決原文 (法律事務所・報道の解説による)。⑦韓国 MOIP の 2027 年予算は「案」であり国会審議前である。

予測は外れるためにある。2027 年秋に本稿を読み返し、どの見立てが当たり、どれが外れたかを検証することが、次の一年の指針を得る最良の方法だと考えている。

参考文献

番号は本文中の上付き番号に対応する。(一次)は発表主体の公式資料、(二次)は報道・法律事務所等の解説を示す。URL はいずれも 2026 年 9 月 22 日時点で内容を確認したもの (「URL 未検証」と付したものを除く)。

1. Anthropic, "Introducing Claude Fable 5.1 and Mythos 5.1" (Sep. 1, 2026) (一次)
<https://www.anthropic.com/claude-fable-and-mythos-5-1>
2. OpenAI, "Introducing GPT-6 Astra" (Sep. 3, 2026) (一次) <https://openai.com/index/gpt-6-astra/>
3. Google DeepMind, Gemini 3.8 Flash model card (Sep. 2026) (一次) <https://deepmind.google/models/model-cards/gemini-3-8-flash/>
4. Patlytics, "Patlytics MCP: Patent Intelligence Now Available in Claude and ChatGPT" (Aug. 28, 2026) (一次)
<https://www.patlytics.ai/blog/patlytics-mcp-patent-intelligence-now-available-in-claude-and-chatgpt>
5. Solve Intelligence, "Solve Intelligence brings patent-specific AI capabilities to Google Cloud Gemini Enterprise for Legal" (Aug. 25, 2026) (一次) <https://www.solveintelligence.com/blog/post/solve-intelligence-brings-patent-specific-ai-capabilities-to-google-cloud-gemini-enterprise-for-legal>
6. Google Cloud, "Google Cloud Launches Gemini Enterprise for Legal" (Aug. 25, 2026) (一次)
<https://www.googlecloudpresscorner.com/2026-08-25-Google-Cloud-Launches-Gemini-Enterprise-for-Legal>
7. GlobeNewswire, "New Anaqua Report Reveals Surge in AI Semiconductor Patent Filings" (Sep. 1, 2026) (一次) <https://www.globenewswire.com/news-release/2026/09/01/3354190/0/en/new-anaqua-report-reveals-surge-in-ai-semiconductor-patent-filings.html>
8. AI Samurai, PR TIMES (知財・情報フェア 2026 出展、「IP Samurai MCP サーバー」ほか、2026 年 9 月) (一次) <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000306.000021559.html>
9. Thomson Reuters, "Thomson Reuters and Anthropic expand partnership to connect Claude with CoCounsel Legal" (May 12, 2026) (一次) <https://www.thomsonreuters.com/en/press-releases/2026/may/thomson-reuters-and-anthropic-expand-partnership-to-connect-claude-with-cocounsel-legal>
10. Thomson Reuters, "Thomson Reuters launches next generation of CoCounsel Legal" (Aug. 20, 2026) (一次)

- <https://www.thomsonreuters.com/en/press-releases/2026/august/thomson-reuters-launches-next-generation-of-cocounsel-legal-the-ai-ecosystem-built-for-legal-professionals>
11. Law360 Pulse, "The Next Legal AI Boom Might Involve IP And Patent Tools" (Jul. 31, 2026) (二次)
<https://www.law360.com/pulse/articles/2508007/the-next-legal-ai-boom-might-involve-ip-and-patent-tools>
 12. Business Wire, "Patlytics Raises \$40 Million Series B to Expand the AI Platform Purpose-Built for IP Work" (Apr. 8, 2026) (一次) [https://www.businesswire.com/news/home/20260408770722/en/Patlytics-Raises-\\$40-Million-Series-B-to-Expand-the-AI-Platform-Purpose-Built-for-IP-Work](https://www.businesswire.com/news/home/20260408770722/en/Patlytics-Raises-$40-Million-Series-B-to-Expand-the-AI-Platform-Purpose-Built-for-IP-Work)
 13. LawNext, "Targeting European Leadership in Patent AI, DeepIP Acquires PatentMaker" (Jun. 2026) (二次)
<https://www.lawnext.com/2026/06/targeting-european-leadership-in-patent-ai-deepip-acquires-patentmaker.html>
 14. Solve Intelligence, "Solve Intelligence acquires Palito.ai" (Mar. 31, 2026) (一次)
<https://www.solveintelligence.com/blog/post/solve-intelligence-acquires-palito-ai-patent-litigation-platform>
 15. Solve Intelligence, "Thomson Reuters and Solve Intelligence partner on patent AI" (Aug. 24, 2026) (一次)
<https://www.solveintelligence.com/blog/post/thomson-reuters-solve-intelligence-patent-ai-partnership>
 16. Anaqua, "Anaqua Acquires Patrix: What This Means and Why It Matters" (Apr. 2026) (一次)
<https://www.anaqua.com/resource/anaqua-acquires-patrix-what-this-means-and-why-it-matters/>
 17. Harvey, "Harvey raises at \$11 billion valuation to scale agents across law firms and enterprises" (Mar. 25, 2026) (一次) <https://www.harvey.ai/blog/harvey-raises-at-dollar11-billion-valuation-to-scale-agents-across-law-firms-and-enterprises>
 18. Global Legal Post, "Legora extends Series D funding round by \$50m, valuing business at \$5.6bn" (May 2026) (二次) <https://www.globallegalpost.com/news/legora-extends-series-d-funding-round-by-50m-valuing-business-at-56bn-1902048473>
 19. IPRally, "Introducing Agent" (Mar. 31, 2026) (一次) <https://www.iprally.com/news/introducing-agent>
 20. GlobeNewswire, "LexisNexis Adds Protégé AI Assistant in LexisNexis PatentSight+" (May 13, 2026) (一次)
<https://www.globenewswire.com/news-release/2026/05/13/3294029/0/en/LexisNexis-Adds-Prot%C3%A9g%C3%A9-AI-Assistant-in-LexisNexis-PatentSight-to-Deliver-Decision-Ready-Patent-Intelligence-in-Minutes.html>
 21. NTT データ「AI を活用した発明発掘支援サービスの先行提供を開始」(2026 年 8 月 19 日) (一次)
<https://www.nttdata.com/global/ja/news/topics/2026/081900/>
 22. NEC「知財 DX 事業を開始」(2026 年 1 月 19 日) (一次)
https://jpn.nec.com/press/202601/20260119_01.html
 23. クラウド Watch「日立、特許情報サービス『Sharerresearch』に AI 要約・AI 検索機能を追加」(2026 年 9 月 15 日) (二次) <https://cloud.watch.impress.co.jp/docs/news/2140633.html>
 24. NTT ドコモビジネス「アイデアシート作成支援 AI エージェントの提供開始」(2026 年 7 月 30 日) (一次) <https://www.ntt.com/about-us/press-releases/news/article/2026/0730.html>

25. パテント・インテグレーション株式会社, PR TIMES「株式会社エムニに対する不正競争防止法に基づく訴訟提起について」(2026年9月15日)(一次)
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000030.000086119.html>
26. Business Wire, "Questel Releases 2026 IP Outlook Results: 73% of Respondents Agree AI Will Forever Transform IP Roles" (Apr. 28, 2026)(一次)
<https://www.businesswire.com/news/home/20260428413000/en/Questel-Releases-2026-IP-Outlook-Results-73-of-Respondents-Agree-AI-Will-Forever-Transform-IP-Roles>
27. Thomson Reuters Institute, "Future of Professionals Report 2026" (Jun. 2026)(一次)
<https://www.thomsonreuters.com/en/institute/reports/future-of-professionals-2026>
28. JETRO ニューヨーク事務所(特許庁委託)「米国におけるAIの利用状況に関する調査」(2026年3月)(一次) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2026/202603.pdf
29. 特許庁「JPO AI ビジョン」(2026年7月27日公表)(一次)
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_vision/index.html
30. 特許庁「JPO AI ビジョン」本文(PDF)(一次)
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_vision/document/index/jpo-ai-vision.pdf
31. 特許庁「AI技術活用アクション・プラン(令和7年度改定版)」(一次)
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2025.html
32. 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第56回(2026年6月16日)資料1「AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応について」(一次) https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/56-shiryu/01.pdf
33. 同 第56回 議事要旨(一次) https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/56-gijiyoushi.html
34. 特許庁「AI関連発明の出願状況調査」(2025年10月)(一次)
https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html
35. USPTO, Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions, 90 Fed. Reg. 54636 (Nov. 28, 2025)(一次) <https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>
36. USPTO, Automated Search Pilot Program (ASAP!)(一次)
<https://www.uspto.gov/patents/initiatives/automated-search-pilot-program>
37. USPTO, Opening statement of Director Squires, House Judiciary Committee oversight hearing (Mar. 25, 2026)(一次) <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/opening-statement-director-squires-house-judiciary-oversight-hearing>
38. USPTO, "USPTO turns the corner on unexamined patent application backlog reduction" (Apr. 10, 2026)(一次) <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-turns-corner-unexamined-patent-application-backlog-reduction>
39. USPTO, "Head of the class: Trademarks at full power with USPTO's AI tool" (Jul. 1, 2026)(一次)
<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/head-class-trademarks-full-power-usptos-ai-tool>

40. Snell & Wilmer, "Inside the USPTO's AI Rollout: What IP Stakeholders Need to Know" (May 12, 2026) (二次) <https://www.swlaw.com/publication/inside-the-usptos-ai-rollout-what-ip-stakeholders-need-to-know/>
41. Bloomberg Law, "USPTO's AI-Based Search Tools Send Warning to Patent Applicants" (Jul. 13, 2026) (二次) <https://news.bloomberglaw.com/legal-exchange-insights-and-commentary/usptos-ai-based-search-tools-send-warning-to-patent-applicants>
42. IPWatchdog, "USPTO Issues Its First AI-Predicated Discipline Order Involving Hallucinated Cites to Intrinsic Record" (Aug. 28, 2026) [In re Mitchell, Proceeding No. D2026-16, 2026 年 7 月 21 日付] (二次) <https://ipwatchdog.com/2026/08/28/uspto-issues-its-first-ai-predicated-discipline-order-involving-hallucinated-cites-to-intrinsic-record/>
43. EPO, Guidelines for Examination in the EPO, 2026 edition (一次) <https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2026/index.html>
44. Marks & Clerk, "2026 EPO Guidelines: how the EPO is approaching AI in practice" (二次) <https://www.marks-clerk.com/insights/latest-insights/102mn4e-2026-epo-guidelines-how-the-epo-is-approaching-ai-in-practice/>
45. EPO, "AI use at the EPO" (updated Aug. 14, 2026) (一次) <https://www.epo.org/en/news-events/in-focus/digital-innovations/ai-use-at-the-EPO>
46. EPO, Strategic Plan 2028, Driver 2 (一次) <https://www.epo.org/en/about-us/office/strategic-plan-2028/driver-2>
47. MOIP (Ministry of Intellectual Property, Korea), news release (Aug. 28, 2026) (一次) https://www.kipo.go.kr/en/engBultnDetail.do?c=1003&board_id=kiponews&catmenu=ek06_01_01&seq=1865
48. MOIP, news release on the 2027 budget proposal (Sep. 14, 2026) (一次) https://www.kipo.go.kr/en/engBultnDetail.do?c=1003&board_id=kiponews&catmenu=ek06_01_01&seq=1868
49. WIPO, "PATENTSCOPE AI-assisted search now available" (Jul. 2, 2026) (一次) <https://www.wipo.int/en/web/patentscope/w/news/2026/patentscope-ai-assisted-search-now-available>
50. WIPO, Patent Landscape Report: Generative AI (2025 update) (一次) <https://www.wipo.int/en/web/patent-analytics/generative-ai/2025>
51. WIPO, press article on generative AI patent activity (Jul. 14, 2026) (一次) https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2026/article_0012.html
52. WIPO, Global Forum on IP and AI (Nov. 9–10, 2026) (一次) <https://www.wipo.int/en/web/global-forum-on-ip-and-ai>
53. 特許庁 (英語版ニュース) 「第 19 回五大特許庁長官会合の開催結果」 (2026 年 6 月) (一次) <https://www.jpo.go.jp/e/news/ugoki/202606/2026061603.html>
54. ビジネス+IT 「AI は発明者になれず、最高裁が上告棄却」 (2026 年 3 月 6 日) (二次) <https://www.sbbbit.jp/article/cont1/182034>

55. Mayer Brown, "Supreme Court Denies Review in AI Authorship Case" (Mar. 2026) (二次)
<https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2026/03/supreme-court-denies-review-in-ai-authorship-case>
56. Mewburn Ellis, "Out with the old and in with the new: the Supreme Court hands down its judgment in Emotional Perception" (Feb. 2026) (二次) <https://www.mewburn.com/forward/out-with-the-old-and-in-with-the-new-the-supreme-court-hands-down-its-judgment-in-emotional-perception>
57. UKIPO, Practice notice: Search and examination of UK patent applications under the Patents Act 1977 (as amended) (Jul. 14, 2026) (一次) <https://www.gov.uk/government/publications/search-and-examination-of-uk-patent-applications-under-the-patents-act-1977-as-amended/search-and-examination-of-uk-patent-applications-under-the-patents-act-1977-as-amended>
58. 国家知识产权局「关于修改《专利审查指南》的决定」(局令第84号、2026年1月1日施行) (一次)
https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/4/art_66_202935.html
59. Authors Guild, "Court Grants Final Approval of Anthropic Copyright Settlement" (Jul. 2026) (二次)
<https://authorsguild.org/news/court-grants-final-approval-anthropic-copyright-settlement/>
60. Settlement Insight, "Anthropic Settlement: First Payments by November 15..." (Sep. 7, 2026) (二次)
<https://settlementinsight.com/news/anthropic-settlement-first-payments-by-november-15-2203-dollars-per-work-not-3000-and-30-days-to-contest-the-split>
61. Axios, "NYT v. OpenAI and Microsoft: copyright lawsuit enters critical phase" (Sep. 8, 2026) (二次)
<https://www.axios.com/2026/09/08/nyt-openai-microsoft-copyright-lawsuit>
62. Baker Botts, "Third Circuit Hears Oral Argument in Thomson Reuters v. Ross" (Jul. 2026) (二次)
<https://www.bakerbotts.com/thought-leadership/publications/2026/july/third-circuit-hears-oral-argument>
63. AI Lawsuit Tracker, "Disney v. Midjourney Explained" (二次) <https://ailawsuittracker.com/blog/disney-v-midjourney-explained/>
64. IPKat, "Permission to appeal granted in Getty v Stability AI" (Jan. 2026) (二次)
<https://ipkitten.blogspot.com/2026/01/permission-to-appeal-granted-in-getty.html>
65. GEMA, "Suno-Entscheidung 2026" (Jul. 31, 2026) (一次) <https://www.gema.de/de/w/suno-entscheidung-2026>
66. European IP Helpdesk, "CJEU Grand Chamber rules on music sampling and pastiche; first CJEU hearing on generative AI and copyright" (Apr. 24, 2026) (一次) https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/news-events/news/cjeu-grand-chamber-rules-music-sampling-and-pastiche-first-cjeu-hearing-generative-ai-and-copyright-2026-04-24_en
67. European Parliament, Report A10-0019/2026 on copyright and generative AI (rapporteur: Axel Voss) (一次)
https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-10-2026-0019_EN.html
68. European Commission, "The General-Purpose AI Code of Practice" (一次) <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/contents-code-gpai>
69. White & Case, "EU AI Omnibus enters into force, amending the AI Act" (Jul. 2026) [Regulation (EU) 2026/1744] (二次) <https://www.whitecase.com/insight-alert/eu-ai-omnibus-enters-force-amending-ai-act>

70. Mayer Brown, "EU AI Act News: Digital Omnibus on AI, new guidance on risk classification, GPAI and transparency obligations" (Jul. 2026) (二次)
<https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2026/07/eu-ai-act-news-digital-omnibus-on-ai-new-guidance-on-risk-classification-gpai-and-transparency-obligations>
71. 知的財産戦略本部「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」(2026 年 8 月 25 日) (一次)
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/pdf/ai_principle_code.pdf
72. 内閣官房「AI 時代の知的財産権検討会」開催実績・届出案内(届出受付は令和 8 年 10 月 26 日開始) (一次) https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/index.html
73. 日本経済新聞「政府、生成 AI の知財保護ルール策定へ 省庁横断で高性能モデル対策」(2026 年 8 月 10 日) (二次・URL 未検証(アクセス制限のため本文未確認))
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA102SN0Q6A810C2000000/>
74. 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2026」(2026 年 6 月 12 日) (一次)
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf
75. 内閣府「人工知能基本計画」(2026 年 7 月 14 日閣議決定) (一次)
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/aipplan_20260714.pdf
76. 法務省「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」(一次)
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00400.html
77. 経済産業省 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会 第 30 回(2026 年 9 月 11 日) (一次)
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/030.html
78. 国家知识产权局「国务院关于印发知识产权保护运用“十五五”规划的通知」(国发〔2026〕30 号、2026 年 7 月 31 日) (一次) https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/31/art_3693_207456.html
79. オムロン edge-link「研究開発向け生成 AI 基盤 RDinX と知財 AI エージェント」(2026 年 7 月 17 日) (一次) <https://www.omron.com/jp/ja/edge-link/news/763.html>
80. KPMG ジャパン「MIXI 知財室インタビュー(後編)」(2026 年 5 月 29 日) (二次)
<https://kpmg.com/jp/ja/insights/2026/05/interview-mixi-02.html>
81. よろず知財戦略コンサルティングブログ「MIXI 知財室の AI 活用(第 281 回知財実務オンライン整理)」(二次) <https://yorozuipsc.com/blog/aimixi>
82. Biz/Zine「なぜ荏原製作所は『知財 ROIC』を導入したのか」(2026 年 7 月 24 日) (二次)
<https://bizzine.jp/article/detail/12918>
83. キリンホールディングス「研究フローに常駐する AI エージェントの運用開始」プレスリリース(2026 年 8 月 6 日) (一次) https://www.kirinholdings.com/jp/newsroom/release/2026/0806_04.pdf
84. 日本知的財産協会 AI 活用委員会(「生成 AI 活用ハンドブック第 1.0 版」2026 年 9 月 1 日発行) (一次)
<https://www.jipa.or.jp/community/sc-wg-rg/ai-utilization>
85. 日本知的財産協会「AI シンポジウム: AI と共創する知財部門のあり方を考える」(2026 年 10 月 30 日) (一次) https://www.jipa.or.jp/topics/261030_ai_symposium
86. 『知財管理』2026 年 6 月号 目次(ミニ特集「AI・DX と知財実務 Vol.2」: マネジメント第 2 委員会第 4 小

- 委員会「202X 年 知財部がない世界を考える」) (一次) <https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E7%AE%A1%E7%90%86-2026%E5%B9%B4%E6%9C%88%E5%8F%B7%E3%80%80%E7%9B%AE%E6%AC%A1>
87. 日本弁理士会「会長挨拶」(2026 年 1 月) (一次) <https://www.jpaa.or.jp/opinion/2026-01-presidential-address/>
88. 日本弁理士会「弁理士業務における AI サービス利活用ガイドライン」(2025 年 4 月) (一次) <https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/AIservices-guideline.pdf>
89. ITmedia エグゼクティブ「IPTech 弁理士法人の生成 AI 活用」(2026 年 9 月 15 日) (二次) <https://mag.executive.itmedia.co.jp/executive/article/2609/15/2000001475/>
90. 近畿経済産業局 ワークショップ「出願代理から知財コンサルへ～生成 AI 時代の弁理士の生存戦略」(2026 年 9 月 14 日) (一次) <https://www.kansai.meti.go.jp/2tokkyo/Workshop/ws2026c.html>
91. INPIT「AI 時代に IP ランドスケープはどう変わるのか」セミナー(2026 年 9 月 14 日) (一次) <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipi/seminar/20260813.html>
92. 小山特許事務所「2025 年 特許出願統計レポート」(2026 年 7 月 28 日) (二次) https://www.koyamapat.jp/2026/07/28/report_patent_2026/
93. 特許庁「特許行政年次報告書 2026 年版」(一次) <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2026/index.html>
94. Nature Medicine, "AI co-scientist hypotheses enter experimental and early clinical validation" (Mar. 16, 2026) (一次) <https://www.nature.com/articles/s41591-026-04275-z>
95. Communications Materials (NIST), "Multi-agent management of autonomous materials laboratories" (Jul. 8, 2026) (一次) <https://www.nature.com/articles/s43246-026-01219-5>
96. 内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員懇談会 資料 1 (文部科学省、2026 年 5 月 21 日) (一次) <https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/yusikisha/20260521/siryoy1.pdf>